

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

年末年始の業務案内について

役場は年末年始閉庁いたします。
各種手続きは、お早めに済ませるようお願いします。

平成29年 平成30年
12/29(金) ▶ 1/3(水)

この期間は役場(各出張所)・町立図書館・ゴミの収集はお休みです。
1月4日(木)から通常どおり行います。

※死亡届などの戸籍関係の届け出については、年末年始の休み中でも役場1階の宿直室で受け付けます。

★バスの運休等について

| バス会社名 | 運休期間 |
|----------|-------------------|
| 町民バス | 12月29日(金)～1月3日(水) |
| コミュニティバス | 12月29日(金)～1月3日(水) |

※岩手県北バス(大野・軽米線)は、12月29日(金)～1月3日(水)の間、土日の時刻表に合わせた運行となります。

★町内病院の休診について

| 病院名 | 休診期間 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 軽米病院 | 12月29日(金)～1月3日(水) ※急患については随時受付 |
| 小野寺クリニック | 12月30日(土)～1月3日(水) ※28日、29日は午前のみ診療 |
| むらかみ医院 いたみのクリニック | 12月28日(木)午後～1月3日(水) |
| ムカイダ歯科クリニック | 12月30日(土)午後～1月3日(水) |
| 堀米歯科医院 | 12月29日(金)午後～1月3日(水) |
| 宮沢歯科医院 | 12月29日(金)午後～1月4日(木) |

※休日当番医については、広報かるまい12月号をご参照ください。

野鳥への餌やり自粛にご協力をお願いします！

昨年度は全国で野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが多数検出され、岩手県でもハクチョウなどの野鳥20羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

環境省によると、昨年度の発生では、餌付けにより多数の水鳥が密集している場所で感染した野鳥が多数発見されています。

野鳥へ安易に餌付けを行うことは、野鳥が人の与える食べ物に依存してしまうことや、餌付けの場所に密集することで野鳥の接触が進み、感染症の拡大を招くおそれがありますので、渡り鳥などの野鳥への餌やりを自粛いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



▶問い合わせ
町民生活課 ☎46-4734
産業振興課 ☎46-4740

平成30年輕米町新春小学生将棋大会の開催について



県北地区に住む将棋が好きな小学生を対象に、日頃の将棋の技を競い合い、棋力の向上や愛好者同士の交流のため将棋大会を開催します。

- ▶日時 1月7日(日) 9:10～12:00
- ▶場所 中央公民館2階研修室
- ▶参加費 300円(当日持参)
- ▶参加申込 1月5日(金)までに大会事務局(東山幸夫 ☎46-3495)へご連絡ください。
- ▶その他 見学だけの参加も可能です。興味のある方はお気軽にお越しください。

平成29年度軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金

町内事業主の新規求職者の雇用を支援します！

申請期限 平成30年1月31日(水)

▶ **申し込み・問い合わせ**
再生可能エネルギー推進室 ☎46-2111

新規求職者などの地元就職を促進し、雇用の場の確保や地域活性化を促すため、新規求職者などを雇用した事業主に対して、奨励金を交付します。



■交付対象事業主 (①～④すべてに該当する人)

- ①新規求職者を常用雇用者として1年以上継続して雇用している人
- ②町内に事業場を有し、雇用保険法の適用を受けている人
- ③町税および料金などを滞納していない人
- ④法令で加入を義務付ける社会保険などに加入している人

■交付対象者 (①と②に該当する人)

- ①平成26年3月2日以降に雇用された町内に住所を有する40歳以下の人（就労ビザによる外国人労働者を除く）
 - ②期間に定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された人
- ※次のいずれかに該当する方は対象外です。

- (1)役員などの2親等以内の親族
- (2)雇入れ費用が地方公共団体などが支給する他の補助金などの支給対象となっている労働者のうち、併給調整に該当する人
- (3)新軽米町総合発展計画に基づき、町が推進する町づくり施策に適合しない事業により雇用された人
- (4)過去に交付対象者として奨励金の交付を受け、交付対象期間が終了し、奨励金の交付が完了している人（交付対象期間の中途に離職した場合も含む）

■交付対象期間

雇入れを開始した翌月の初日を起算日として3年間が交付対象期間です。

※雇入れ日が月の初日の場合はその日が起算日

■奨励金額

交付対象者1人あたり3年間で102万円

(1年目 612,000円、2年目 240,000円、3年目 168,000円)

※事業者に対する交付額は年度ごとに600万円限度

■本年度の申請について

本年度の交付対象者は、平成28年3月2日から平成29年3月1日までに雇用された新規求職者と、平成28年度において1年目および2年目の奨励金を交付された方です。奨励金の交付を希望する事業者は、申請書などに必要事項を記入のうえ提出してください。（申請様式は役場再生可能エネルギー推進室にご請求いただくか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください）

■申請に係る相談会について

申請事務を円滑に進めるため、相談日を設けますので、ご利用願います。

日時 1月25日(木)

9:00～11:00、13:30～18:30

場所 役場2階会議室

第32回軽米町元旦マラソン大会の参加者を募集します！



▶ **日時** 1月1日(月) 11:00スタート
◇受付 10:00～10:40 ◇表彰 11:30～

▶ **受付場所** 物産交流館前

▶ **コース** 軽米町元旦マラソン特設コース
(物産交流館～蓮台野) 1キロ周回コース

▶ **募集対象** 年齢を問わず参加できます。(当日受付で予約不要)

▶ **参加費** ○一般・・・1,000円
○小・中・高校生・・・500円
○幼児・・・無料

※大会当日のお支払いをお願いします。

▶ **表彰** 着順による表彰は行いませんが、完走者全員に完走証、参加者全員に記念品を授与します。

※各自で健康診断を受けて大会に参加してください。競技中の事故については、主催者では責任を負いかねます。

※会場は駐車台数が限られていますので、役場駐車場などをご利用ください。

※悪天候の場合は中止することがあります。開催の有無についてのお問い合わせは対応できませんので、あらかじめご了承ください。

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金の請求はお済みですか？

請求期限—平成30年4月2日

●支給対象となる方

平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

★支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

※前回請求者が亡くなられた場合でも、同順位者などが請求できる場合があります。平成27年4月1日以降に亡くなられた場合、相続請求することができますので、ご相談ください。

●支給内容

第十回特別弔慰金国庫債券 い号(5年償還の額面25万円)

●請求・問い合わせ

町民生活課 ☎46-4734